

災害時における医療救護活動に関する協定書

富山県（以下「甲」という。）と社団法人富山県薬剤師会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、富山県地域防災計画又は富山県国民保護計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を実施するうえで必要があると認めた場合は、乙に対し薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに薬剤師で構成する班（以下「薬剤師班」という。）を編成し、甲の指定した場所に派遣するものとする。なお、薬剤師班には、医療救護活動の状況により必要と認めるときは、補助者（事務員等）を置くことができる。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に薬剤師班を編成し派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の薬剤師班は、甲の要請に基づく薬剤師班とみなすものとする。

（薬剤師班に対する指揮）

第3条 薬剤師班に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（薬剤師班の業務）

第4条 乙が派遣する薬剤師班は、甲が指定する医療救護所又は医薬品の集積所等において医療救護活動を行うものとする。

2 前項の医療救護活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 医薬品等の仕分け、管理
- (3) 消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導
- (4) その他医療救護活動において必要な業務

（薬剤師班の輸送）

第5条 薬剤師班の輸送手段は乙が確保するものとするが、道路等の被災状況により困難な場合には、甲は必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第6条 乙が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するほか、甲が供給するものとする。

（調剤費）

第7条 救護所等における調剤費は、無料とする。

(体制整備)

第8条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、平常時から災害時の対応等について必要な協議及び情報の交換に努めるものとする。

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合（第2条第3項の承認を受けた場合を含む。）に要する次に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の編成及び派遣に要する費用

(2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 薬剤師班が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に必要な事項は別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名のうえ、各自1通を保有する。

平成25年3月7日

甲 富山市新総曲輪1番7号
富山県知事 石井隆一

乙 富山市千歳町1丁目4番1号 薬業会館4階
社団法人富山県薬剤師会
会長 松井竹史